

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和7年6月30日

千葉市長 神 谷 俊 一 殿



届出者
住 所 千葉市中央区中央港1-6-1
氏 名 千葉県千葉港湾事務所
所長 横 田 彰 洋
電話番号 043-246-6206

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	セメント用サイロ					
保管事業場の所在地	千葉市中央区中央港1-176					
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名					電話番号	043-246-6206
保管の場所	千葉市中央区中央港1-176					

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処理業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
	該当なし															

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物（④の場合を除く。）

[illegible]

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

[illegible]

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	セメント用サイロ		
所在事業場の所在地	千葉市中央区中央港 1-176		
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	副主査 高木 聡	（受講予定）	電話番号 043-246-6206
所在の場所	千葉市中央区中央港 1-176		

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。）

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

[illegible]

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号 等	台数又は 容器の数	総重量 (1台当たり 重量×台数)				
	該当なし											

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。
 - 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数（個数）を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
 - 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
 - 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること（例：「ドラム缶」、「なし」）。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
 - 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。

(第5面)

16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票（直行用）

交付年月日	2024年10月2日	交付番号	83066466254	整理番号		交付担当者	氏名 木井 聡				
事 業 者 （ 排 出 者 ）	氏名又は名称 千葉県 千葉県港湾事務所 堀崎 宏喜			事 業 場 （ 排 出 事 業 場 ）	名称 セメント用サイロ						
	住所 〒 260-0024 電話番号 043-246-6201 千葉県千葉市中央区中央港1丁目6番1号				所在地 〒 260-0024 電話番号 千葉県千葉市中央区中央港1-176						
産 業 廃 棄 物	☐ 種類（普通の産業廃棄物）				☐ 種類（特別管理産業廃棄物）				数量（及び単位）	荷姿	
	☐ 0100 燃えがら				☐ 1200 金属くず				520 kg		固体オイルハン付
	☐ 0200 汚泥				☐ 1300 ガラス・陶磁器くず						
	☐ 0300 廃油				☐ 1400 鉱さい						
	☐ 0400 廃酸				☐ 1500 がれき類						
	☐ 0500 廃アルカリ				☐ 1600 家畜のふん尿						
	☐ 0600 廃プラスチック類				☐ 1700 家畜の死体						
	☐ 0700 紙くず				☐ 1800 ばいじん						
	☐ 0800 木くず				☐ 1900 13号廃棄物						
	☐ 0900 繊維くず				☐ 4000 動物系固形不要物						
☐ 1000 動植物性残さ				☐ 7000 引火性廃油							
☐ 1100 ゴムくず				☐ 7010 引火性廃油（有害）							
				☐ 7100 強酸							
				☐ 7110 強酸（有害）							
				☐ 7200 強アルカリ							
				☐ 7210 強アルカリ（有害）							
				☐ 7220 強アルカリ（有害）							
				☐ 7230 感染性廃棄物							
				☐ 7240 廃水銀等							
				☐ 7250 廃石綿等							
				☐ 7260 指定下水汚泥							
				☐ 7270 鉱さい（有害）							
				☐ 7280 廃水銀等							
				☐ 7290 ばいじん（有害）							
				☐ 7300 13号廃棄物（有害）							
				☐ 7400 PCB等							
				☐ 7410 廃水銀等							
				☐ 7420 廃水銀等							
				☐ 7430 廃水銀等							
				☐ 7440 廃水銀等							
				☐ 7450 廃水銀等							
				☐ 7460 廃水銀等							
				☐ 7470 廃水銀等							
				☐ 7480 廃水銀等							
				☐ 7490 廃水銀等							
				☐ 7500 廃水銀等							
				☐ 7510 廃水銀等							
				☐ 7520 廃水銀等							
				☐ 7530 廃水銀等							
				☐ 7540 廃水銀等							
				☐ 7550 廃水銀等							
				☐ 7560 廃水銀等							
				☐ 7570 廃水銀等							
				☐ 7580 廃水銀等							
				☐ 7590 廃水銀等							
				☐ 7600 廃水銀等							
				☐ 7610 廃水銀等							
				☐ 7620 廃水銀等							
				☐ 7630 廃水銀等							
				☐ 7640 廃水銀等							
				☐ 7650 廃水銀等							
				☐ 7660 廃水銀等							
				☐ 7670 廃水銀等							
				☐ 7680 廃水銀等							
				☐ 7690 廃水銀等							
				☐ 7700 廃水銀等							
				☐ 7710 廃水銀等							
				☐ 7720 廃水銀等							
				☐ 7730 廃水銀等							
				☐ 7740 廃水銀等							
				☐ 7750 廃水銀等							
				☐ 7760 廃水銀等							
				☐ 7770 廃水銀等							
				☐ 7780 廃水銀等							
				☐ 7790 廃水銀等							
				☐ 7800 廃水銀等							
				☐ 7810 廃水銀等							
				☐ 7820 廃水銀等							
				☐ 7830 廃水銀等							
				☐ 7840 廃水銀等							
				☐ 7850 廃水銀等							
				☐ 7860 廃水銀等							
				☐ 7870 廃水銀等							
				☐ 7880 廃水銀等							
				☐ 7890 廃水銀等							
				☐ 7900 廃水銀等							
				☐ 7910 廃水銀等							
				☐ 7920 廃水銀等							
				☐ 7930 廃水銀等							
				☐ 7940 廃水銀等							
				☐ 7950 廃水銀等							
				☐ 7960 廃水銀等							
				☐ 7970 廃水銀等							
				☐ 7980 廃水銀等							
				☐ 7990 廃水銀等							
				☐ 8000 廃水銀等							
				☐ 8010 廃水銀等							
				☐ 8020 廃水銀等							
				☐ 8030 廃水銀等							
				☐ 8040 廃水銀等							
				☐ 8050 廃水銀等							
				☐ 8060 廃水銀等							
				☐ 8070 廃水銀等							
				☐ 8080 廃水銀等							
				☐ 8090 廃水銀等							
				☐ 8100 廃水銀等							
				☐ 8110 廃水銀等							
				☐ 8120 廃水銀等							
				☐ 8130 廃水銀等							
				☐ 8140 廃水銀等							
				☐ 8150 廃水銀等							
				☐ 8160 廃水銀等							
				☐ 8170 廃水銀等							
				☐ 8180 廃水銀等							
				☐ 8190 廃水銀等							
				☐ 8200 廃水銀等							
				☐ 8210 廃水銀等							
				☐ 8220 廃水銀等							
				☐ 8230 廃水銀等							
				☐ 8240 廃水銀等							
				☐ 8250 廃水銀等							
				☐ 8260 廃水銀等							
				☐ 8270 廃水銀等							
				☐ 8280 廃水銀等							
				☐ 8290 廃水銀等							
				☐ 8300 廃水銀等							
				☐ 8310 廃水銀等							
				☐ 8320 廃水銀等							
				☐ 8330 廃水銀等							
				☐ 8340 廃水銀等							
				☐ 8350 廃水銀等							
				☐ 8360 廃水銀等							
				☐ 8370 廃水銀等							
				☐ 8380 廃水銀等							
				☐ 8390 廃水銀等							
				☐ 8400 廃水銀等							
				☐ 8410 廃水銀等							
				☐ 8420 廃水銀等							
				☐ 8430 廃水銀等							
				☐ 8440 廃水銀等							
				☐ 8450 廃水銀等							
				☐ 8460 廃水銀等							
				☐ 8470 廃水銀等							
				☐ 8480 廃水銀等							
				☐ 8490 廃水銀等							
				☐ 8500 廃水銀等							
				☐ 8510 廃水銀等							
				☐ 8520 廃水銀等							
				☐ 8530 廃水銀等							
				☐ 8540 廃水銀等							
				☐ 8550 廃水銀等							
				☐ 8560 廃水銀等							
				☐ 8570 廃水銀等							
				☐ 8580 廃水銀等							
				☐ 8590 廃水銀等							
				☐ 8600 廃水銀等							
				☐ 8610 廃水銀等							
				☐ 8620 廃水銀等							
				☐ 8630 廃水銀等							
				☐ 8640 廃水銀等							
				☐ 8650 廃水銀等							
				☐ 8660 廃水銀等							
				☐ 8670 廃水銀等							
				☐ 8680 廃水銀等							
				☐ 8690 廃水銀等							
				☐ 8700 廃水銀等							
				☐ 8710 廃水銀等							
				☐ 8720 廃水銀等							
				☐ 8730 廃水銀等							
				☐ 8740 廃水銀等							
				☐ 8750 廃水銀等							
				☐ 8760 廃水銀等							
				☐ 8770 廃水銀等							
				☐ 8780 廃水銀等							
				☐ 8790 廃水銀等							
				☐ 8800 廃水銀等							
				☐ 8810 廃水銀等							
				☐ 8820 廃水銀等							
				☐ 8830 廃水銀等							
				☐ 8840 廃水銀等							
				☐ 8850 廃水銀等							
				☐ 8860 廃水銀等							
				☐ 8870 廃水銀等							
				☐ 8880 廃水銀等							
				☐ 8890 廃水銀等							
				☐ 8900 廃水銀等							
				☐ 8910 廃水銀等							
				☐ 8920 廃水銀等							
				☐ 8930 廃水銀等							
				☐ 8940 廃水銀等							
				☐ 8950 廃水銀等							
				☐ 8960 廃水銀等							
				☐ 8970 廃水銀等							
				☐ 8980 廃水銀等							
				☐ 8990 廃水銀等							
				☐ 9000 廃水銀等							
				☐ 9010 廃水銀等							
				☐ 9020 廃水銀等							
				☐ 9030 廃水銀等							
				☐ 9040 廃水銀等							
				☐ 9050 廃水銀等							
				☐ 9060 廃水銀等							
				☐ 9070 廃水銀等							
				☐ 9080 廃水銀等							
				☐ 9090 廃水銀等							
				☐ 9100 廃水銀等							
				☐ 9110 廃水銀等							
				☐ 9120 廃水銀等							
				☐ 9130 廃水銀等							
				☐ 9140 廃水銀等							
				☐ 9150 廃水銀等							
				☐ 9160 廃水銀等							
				☐ 9170 廃水銀等							
				☐ 9180 廃水銀等							
				☐ 9190 廃水銀等							
				☐ 9200 廃水銀等							
				☐ 9210 廃水銀等							
				☐ 9220 廃水銀等							
				☐ 9230 廃水銀等							
				☐ 9240 廃水銀等							
				☐ 9250 廃水銀等							
				☐ 9260 廃水銀等							
				☐ 9270 廃水銀等							
				☐ 9280 廃水銀等							
				☐ 9290 廃水銀等							
				☐ 9300 廃水銀等							
				☐ 9310 廃水銀等							
				☐ 9320 廃水銀等							
				☐ 9330 廃水銀等							
				☐ 9340 廃水銀等							
				☐ 9350 廃水銀等							
				☐ 9360 廃水銀等							
				☐ 9370 廃水銀等							
				☐ 9380 廃水銀等							
				☐ 9390 廃水銀等							
				☐ 9400 廃水銀等							
				☐ 9410 廃水銀等							
				☐ 9420 廃水銀等							
				☐ 9430 廃水銀等							
				☐ 9440 廃水銀等							
				☐ 9450 廃水銀等							
				☐ 9460 廃水銀等							
				☐ 9470 廃水銀等							
				☐ 9480 廃水銀等							
				☐ 9490 廃水銀等							
				☐ 9500 廃水銀等							
				☐ 9510 廃水銀等							
				☐ 9520 廃水銀等							
				☐ 9530 廃水銀等							
				☐ 9540 廃水銀等							
				☐ 9550 廃水銀等							
				☐ 9560 廃水銀等							
				☐ 9570 廃水銀等							
				☐ 9580 廃水銀等							
				☐ 9590 廃水銀等							
				☐ 9600 廃水銀等							
				☐ 9610 廃水銀等							
				☐ 9620 廃水銀等							
				☐ 9630 廃水銀等							
				☐ 9640 廃水銀等							
				☐ 9650 廃水銀等							
				☐ 9660 廃水銀等							
				☐ 9670 廃水銀等							
				☐ 9680 廃水銀等							
				☐ 9690 廃水銀等							
				☐ 9700 廃水銀等							
				☐ 9710 廃水銀等							
				☐ 9720 廃水銀等							
				☐ 9730 廃水銀等							
				☐ 9740 廃水銀等							
				☐ 9750 廃水銀等							
				☐ 9760 廃水銀等							
</											

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票 (直行用)

交付年月日	2024 年 10 月 2 日	交付番号	83066466265	整理番号		交付担当者	氏名 木井 正和	
事 (排出者)	氏名又は名称 千葉県 千葉県港湾事務所長 堀越 宏壽			事 (排出事業場)	名称 セメント用サイロ			
	住所 〒 260-0024 電話番号 043-246-6201 千葉県千葉市中央区中央港1丁目6番1号				所在地 〒 260-0024 電話番号 千葉県千葉市中央区中央港1-176			
産 業 廃 棄 物	☐ 種類 (普通の産業廃棄物)				☐ 種類 (特別管理産業廃棄物)		数量 (及び単位)	荷姿
	☐ 0100 燃えがら	☐ 1200 金属くず	☐ 7000 引火性廃油	☐ 7424 燃えがら (有害)			10 kg	袋・缶・ドラム
	☐ 0200 汚泥	☐ 1300 ガラス・陶磁器くず	☐ 7010 引火性廃油 (有害)	☐ 7425 廃油 (有害)				
	☐ 0300 廃油	☐ 1400 鋳さい	☐ 7100 強酸	☐ 7426 汚泥 (有害)	産業廃棄物の名称			
	☐ 0400 廃酸	☐ 1500 がれき類	☐ 7110 強酸 (有害)	☐ 7427 廃酸 (有害)	低濃度PCB汚染物			
	☐ 0500 廃アルカリ	☐ 1600 家畜のふん尿	☐ 7200 強アルカリ	☐ 7428 廃アルカリ (有害)	有害物質等	処分方法		
	☐ 0600 廃プラスチック類	☐ 1700 家畜の死体	☐ 7210 強アルカリ (有害)	☐ 7429 ばいじん (有害)	PCB	焼却		
	☐ 0700 紙くず	☐ 1800 ばいじん	☐ 7300 感染性廃棄物	☐ 7430 13号廃棄物 (有害)				
	☐ 0800 木くず	☐ 1900 13号廃棄物	☐ 7410 PCB等	☐ 7440 廃水銀等	備考・通信欄			
	☐ 0900 繊維くず	☐ 4000 動物系固形不要物	☐ 7421 廃石棉等		☐ 水銀使用製品産業廃棄物			
☐ 1000 動植物性残さ		☐ 7422 指定下水汚泥		☐ 水銀含有ばいじん等				
☐ 1100 ゴムくず		☐ 7423 鋳さい (有害)		☐ 石棉含有産業廃棄物				
								☐ 特定産業廃棄物
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号) ☐ 帳簿記載のとおり ☒ 当欄記載のとおり							
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 ☐ 委託契約書記載のとおり ☐ 当欄記載のとおり							
運搬 受託者	氏名又は名称 杉田建材株式会社			運搬 先の事業場	名称 杉田建材株式会社 市原サマーセンター			
	住所 〒 290-0549 電話番号 0436-96-1311 千葉県市原市万田野26				所在地 〒 290-0349 電話番号 0436-96-2161 千葉県市原市万田野481-4 他			
処分 受託者	氏名又は名称 杉田建材株式会社			積 替 又は 保管	名称			
	住所 〒 290-0549 電話番号 0436-96-1311 千葉県市原市万田野26				所在地 〒 電話番号			
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) 杉田建材株式会社 菅野 正和 (運搬担当者の氏名) 袖ヶ浦 1005 5281			(受領欄)	運搬 終了年月日	2024 年 10 月 2 日	有価物拾集量	数量 (及び単位)
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) 杉田建材株式会社 (処分担当者の氏名)			(受領欄)	処分 終了年月日	2024 年 10 月 8 日	最終処分 終了年月日	2024 年 10 月 15 日
最終処分を 行った場所	名称/所在地/電話番号 新井総合施設 (株) 君津環境整備センター 千葉県君津市惣田字花立643-1 TEL 0439-50 5131							
発行元: 株式会社コスト								

E票
直行用

中間処理業者/最終処分業者/排出事業者/中間処理業者

E票